

駒村委員、成本教授、野村委員 提出資料

高齢期において金融面で気をつけたい事項

2019年3月26日

慶應義塾大学

京都府立医科大学

野村資本市場研究所

駒村 康平

成本 迅

野村 亜紀子

ケーススタディ

モデルケースの考え方

- 現在の世帯形態から家族構成のパターンを分類し、4つのモデルケース(高齢者世帯の90%をカバー)を想定、金融面で必要と考えられる対応を考察。
(モデルケース毎の具体的なライフプランはP13以降で記載)

現在の世帯形態 (定義) ※	割合 ※	家族構成のパターン	モデルケース
単独世帯 (世帯員が一人)	27%	生涯独身	A 生涯独身
		本人(配偶者死亡) + 子供(非同居)	
		本人(配偶者死亡)、子供なし	
夫婦のみ世帯 (世帯主と配偶者のみ)	31%	夫婦 + 子供(非同居)	B 夫婦のみ
		夫婦のみ、子供なし	
親と未婚の子のみ世帯 (夫婦orひとり親と未婚の子のみ)	21%	夫婦 + 子供(同居)	C 夫婦 + 子供(非同居)
		夫婦 + 子供(同居) + 子供(非同居)	
		本人(配偶者死亡) + 子供(同居)	
三世代世帯 (直系三世代以上の世帯)	11%	夫婦 + 子供(同居) (+孫)	D 夫婦 + 子供(同居)
		夫婦 + 子供(同居) + 子供(非同居)	
その他世帯 (上記以外)	10%	兄弟姉妹のみ等	

※: 平成29年版高齢社会白書 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)より

1. 高齢期において金融面で気をつけたい事項（整理表）

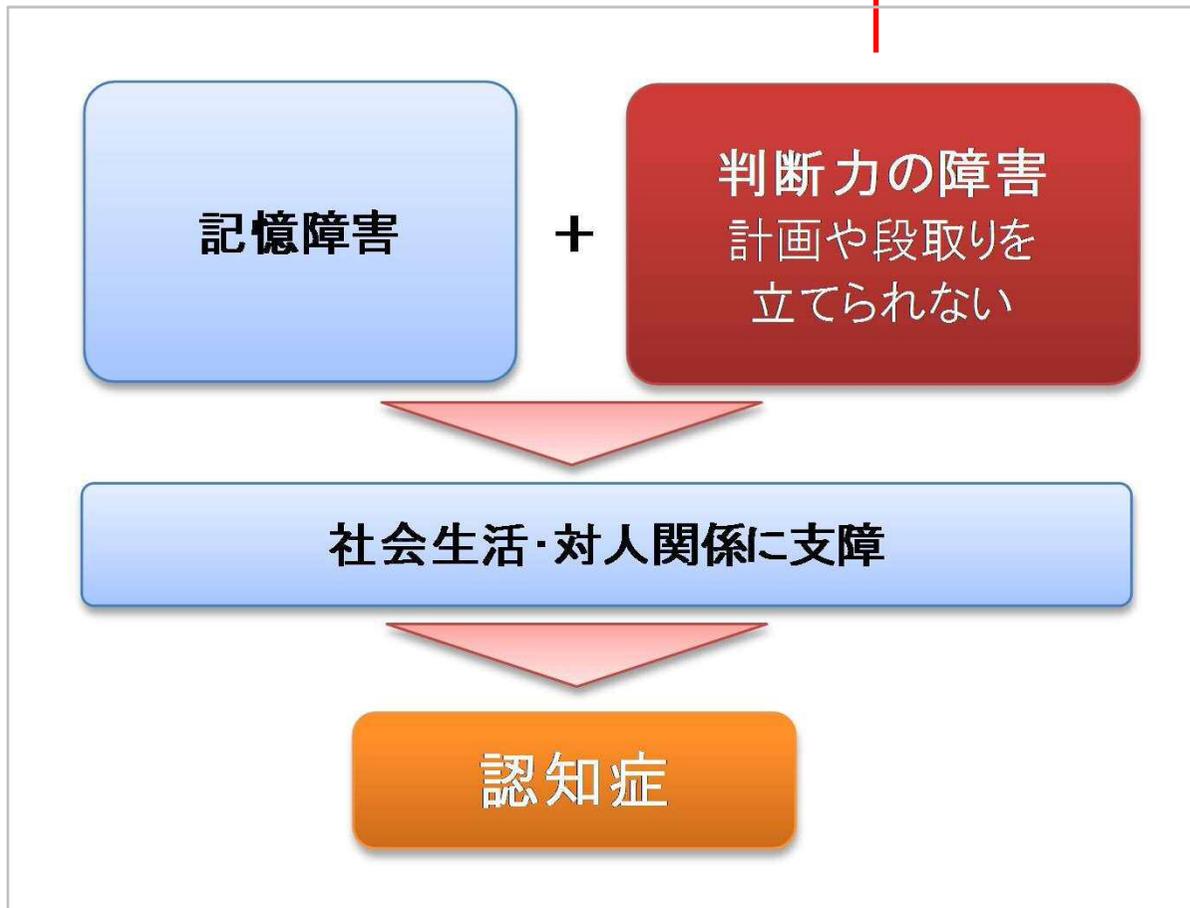
主な対象：心身機能の低下が気になり始めた高齢者（65歳～75歳頃が中心と考えられる）
 + 周囲の方々（家族・親族・任意後見人等）

※()内は詳細ページ	日常の金融サービス&事務手続(契約行為含む)	高度な財産管理(資産寿命の延伸)
<p>認知・判断能力の低下に備え（既に低下している場合も含む）、本人（及び周囲）が、円滑に金融サービスを利用するために気をつけたい事項</p> <p>「自ら行動できるが、困難が伴う時期」への備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取引金融機関が多数に及ぶ場合、取引関係をシンプル化する(P5)。 ◆ 使い過ぎを防止するため、キャッシュレスなどの仕組みを活用する(P6)。 ◆ 重要な契約・取引は周囲に頼る(P7) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長寿化に伴い、金融資産も長持ちさせる必要性を認識する。 ■ 心身機能の低下も踏まえた上で、現状の資産寿命を確認する。資産寿命が短い場合、延伸のための資産運用を検討・実行する。 ■ 必要に応じて、専門家に相談。 <p>→ <u>早めの対応が望ましい(P10,11)</u></p>
<p>将来の認知・判断能力の喪失に備え、本人（及び周囲）が、喪失後も円滑に金融サービスを受けられるようにするため、予め準備・対応しておきたい事項</p> <p>「自ら行動できなくなり、他者に委ねざるを得ない時期」への備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 財産の使用目的をあらかじめ決めておく(P8)。 ◆ 自らの保有資産を、周囲の者が見てもわかるよう「見える化」しておく(P9)。 ◆ 喪失後、金融サポートにおいて、頼る者を決めておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記の資産運用方針につき、喪失後も継続するか変更するかを決めておき、「見える化」しておく。 ■ 任意後見契約等、喪失後に備えた制度の利用を検討し準備しておく。(P12)

2.(1) 課題認識（認知機能低下が資産管理に及ぼす影響）

- 「判断力の障害」は、資産管理における混乱だけでなく、「資産寿命を短縮化」させる恐れあり

【認知症の症状とは】



将来のことを考えずに
判断してしまう

- ① 将来の備えを使ってしまう
- ② 将来を見据えた資産形成ができない
- ③ 目先の利益を追ってしまう

資産寿命の短縮化

2.(2) 課題認識（認知機能の低下は本人も周囲も気づきにくい）

- 高齢社会において、認知・判断能力の低下は誰にでも起こりうる。
 - ・2012年時点で認知症の者は約462万人、軽度も合わせると約862万人とされ、65歳以上高齢者の4人に1人が該当（都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応（2012年））
- 認知症による認知・判断能力の低下は、自分自身で気づきにくい。
（＝自分だけは大丈夫だと思いがちである。）
 - ・認知症発症の2.6年前から自分の記憶障害を認識しなくなる（Wilson RS et al., Neurology, 2015）
 - ・認知能力の低下にも関わらず、当事者はこの変化について認識しておらず、金融知識に対する自信は従前と変わらない傾向にある（Gamble 2017）
- 認知症の症状は緩やかに進行するため、家族が同居していない場合など、周囲も発症に気づきにくい。また、周囲が気づいたとしても、本人が認めたがらないなど、周囲が指摘しにくい。



**ある程度以上の高齢になれば、自覚症状の有無にかかわらず、
「自分も含め、誰にでも、認知能力・判断能力の低下は起こりうるもの」
との認識のもと、
以下のページで述べる、各種の対応策に着手すべき。**

3. (1) 「自ら行動できるが、困難が伴う時期」への備え(日常の金融サービス&事務手続・契約行為)

対応策①

取引シンプル化



資金決済、資産管理に関する取引関係を整理・簡略化する

【対応例】

項目	内容
金融機関	<ul style="list-style-type: none">• 普段利用していない銀行口座を解約する• 金融機関ごとに利用目的を決めて取引する (「生活資金を管理する銀行」「しばらく使わないお金を預ける銀行」「運用の相談をする証券会社」等)
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none">• 長期間使用していないカードを解約する (キャンペーンや付き合い等で作成したカード等)
借入関係	<ul style="list-style-type: none">• 少額の借入(預金担保、契約者貸付、カードローン等)など、債務関係のリスト化、可能であれば返済や借入先の一本化

3. (1) 日常の金融サービス & 事務手続・契約行為への備え(「自ら行動できるが、困難が伴う時期」)

対応策②

使いすぎ防止



認知機能低下に伴う判断ミスによる資産へのダメージを極小化する

【対応例】

項目	内容
キャッシュカード	<ul style="list-style-type: none">ATM引き出し上限金額の設定
キャッシュレス対応	<ul style="list-style-type: none">デビットカードの活用(銀行口座に一定金額のみ入れておく)電子マネーの活用(ショッピングセンター専用電子マネー等)

3. (1) 日常の金融サービス&事務手続・契約行為への備え(「自ら行動できるが、困難が伴う時期」)

対応策③

周囲に頼る



重要な契約や取引についての判断は、周囲の力を借りる

【対応例】

項目	内容
相談・同席等	<ul style="list-style-type: none">日常生活自立支援事業(市町村の社会福祉協議会で実施)の活用等資産に関する取引をする際には、家族に相談する、または、同席を求めるキャッシュカードについて、代理人カードの活用 <p>(日常生活資金の入出金、定期預金の満期手続きの他、急な手続きや身体機能の影響でATMに行けない場合に備える)</p>
任意代理	<ul style="list-style-type: none">特定の範囲の事務等について第三者に委任する (金融機関の代理人届、任意の代理契約等) <p>⇒ 家族等を代理人に指定</p>
後見制度	<ul style="list-style-type: none">法定後見制度(保佐・補助)、任意後見制度の利用 <p>(自身や周囲が不安視している分野について、保佐人等に代理権・同意権を付与する等)</p> <p>⇒ 家族または専門職(弁護士・司法書士等)を保佐人・補助人、任意後見人に指名(保佐人、補助人を誰にするかは最終的に家庭裁判所が決定)</p>

3.(2) 日常の金融サービス&事務手続・契約行為(「自ら行動できなくなり、他者に委ねざるを得ない時期」への備え)

対応策①

あらかじめ決めておく



将来、認知機能が低下・喪失する前提で各種制度・商品を利用する

【対応例】

	項目	内容
制度	遺言	あらかじめ財産の配分方法を決めておく (世話になった家族への感謝、スムーズな納税のための配分等)
	任意後見	あらかじめ任せる人、任せる範囲を決めておく (自分の好み、財産処分の優先順位等)
商品	信託	あらかじめ財産の使用目的を決めておく (特定の資金を老人ホーム入居一時金、高額の治療費、家族の生活を支援する等にのみ使えるようにする)
	生命保険	あらかじめ「誰に」「いくら」遺すか決めておく

3.(2) 日常の金融サービス&事務手続・契約行為(「自ら行動できなくなり、他者に委ねざるを得ない時期」への備え)

対応策②

「見える化」しておく



将来、認知機能が低下・喪失したときに「自分が見ても」「家族が見ても」分かるように整理しておく

【対応例】

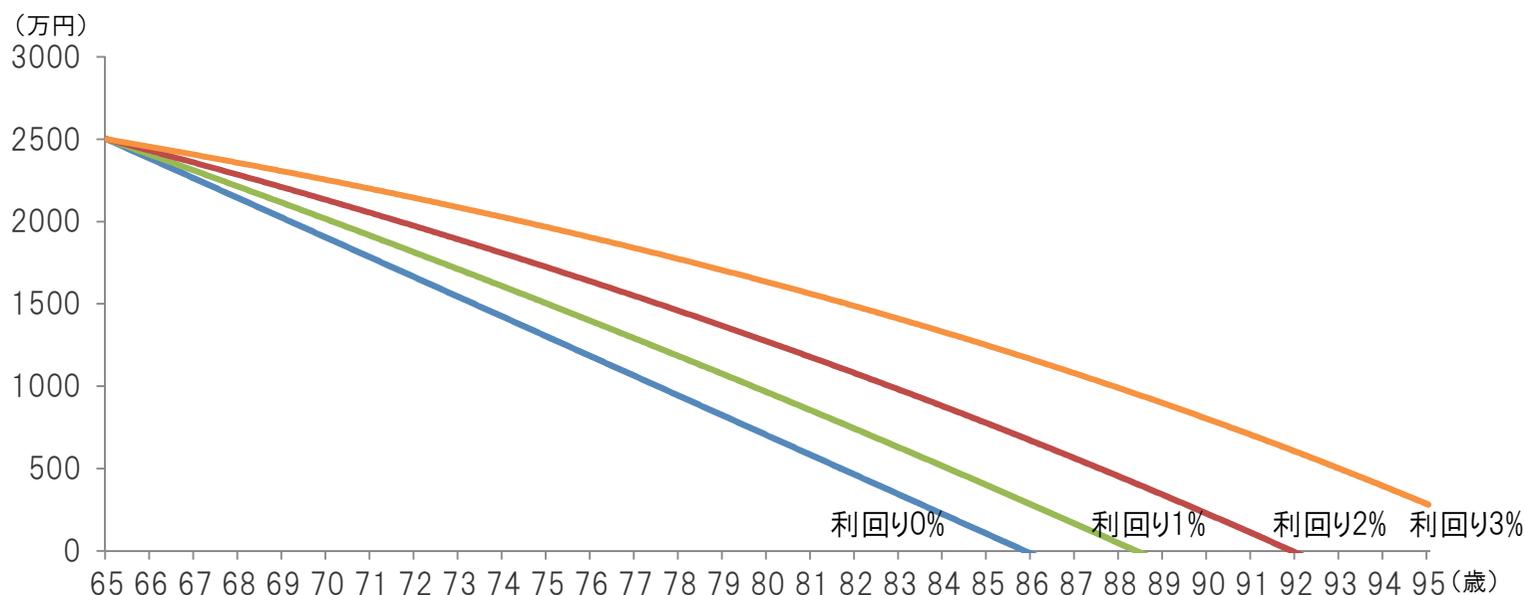
項目	内容
財産目録の作成	土地・建物(私道・倉庫等登記されているもの)、取引金融機関(支店名・口座番号等)、保険契約(証書番号・契約内容等)、債務、その他財産
重要物の所在整理	通帳、印鑑、ネット銀行・証券の取引明細、本人確認書類等
生前契約の整理	貸金庫、葬儀契約等
祭祀関連の整理	祭祀財産(仏壇・仏具、墓地、墓石等)の所在、祭祀の承継者等
医療関連の整理	かかりつけ医、服薬状況、リビングウィルの作成等

4.(1)「自ら行動できるが、困難が伴う時期」への備え（高度な財産管理(資産寿命の延伸)）

◆ 資産寿命延伸のための分散投資を検討する

- ✓ 長寿化と長期にわたる低金利という現実の下、一定の分散投資の重要性は増している
- ✓ 長期分散投資についてのイメージを持つ
- ✓ 実践方法は、必要に応じて専門家にも相談する

＜イメージ＞65歳から、2,500万円の資産を毎月10万円ずつ取り崩していくと・・・



(今65歳の人の生存確率) 男性の2人に1人が存命(まだお金が必要) |-----▶

女性の2人に1人 |-----▶

男性の4人に1人 |-----▶

女性の4人に1人 |-----▶

「平均寿命」で計算するより、
結構、長いです
(男性81.09歳、女性87.26歳)

4.(1) 高度な財産管理(資産寿命の延伸)への備え(「自ら行動できるが、困難が伴う時期」)

◆ 資産寿命の延伸のためのツール(イメージ)

- ✓ 高齢社会では、高齢者自身がそれぞれのライフプランに合わせて分散投資を検討し、長寿化に応じた資産寿命の延伸を図っていく必要がある。
- ✓ 長寿化及び認知機能低下への対応と運用時のリスクを抑制するという観点から、例えば以下のような商品・サービスを利用することが考えられるのではないか。

何のために？

どんなツール？

誰が提供？

運用継続
による延伸

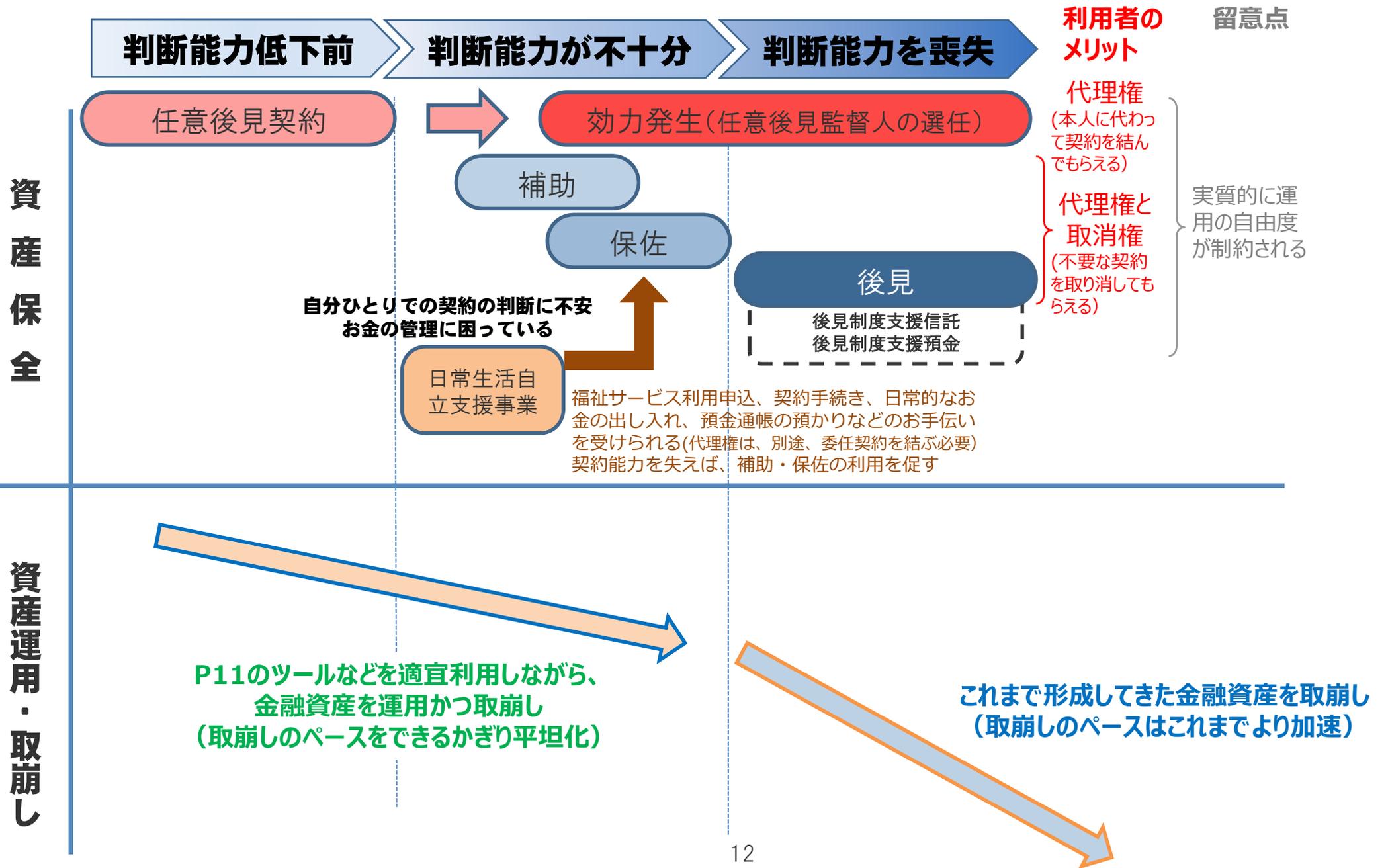
保障と組合
わせた延伸

保全も含め
た延伸

目的	具体例	概要	提供者
「運用しながら取り崩す」を適切に実践する	目標分配(ターゲット・インカム)型投信 ファンドラップの定期受取サービス	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の利用を念頭に置き、分配金を設計する投資信託 ファンドラップ*資産を定期的に換金し支払うサービス <small>※顧客の投資目的・投資方針に基づき投資信託を用いて運用する投資一任契約</small>	運用会社 証券会社、信託銀行
高齢者の特徴を踏まえた投資相談を行う	高齢顧客専門の担当者	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にきめ細かいコンタクトを行い、状況・ニーズの変化に対応 	証券会社
超高齢期の資産枯渇を回避する	長寿保険	<ul style="list-style-type: none"> 85歳など高齢に達した段階で、終身給付を提供。払戻金は低めに設定にされる(いわゆるトントン年金) 	保険会社
認知症関連の支出に保険で備える	認知症保険	<ul style="list-style-type: none"> 認知症と診断されると、給付が支払われる等の医療保険 	保険会社
日々の資金と分けて、まとまった資金を管理する	解約制限のある信託	<ul style="list-style-type: none"> 払い出しにはあらかじめ指定した親族等の同意が必要とされるサービス 	信託銀行
運用資産を遺す相手をあらかじめ指定しておく	投資一任サービスと相続の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 投資一任口座資産を、指定された相続人等に引き継ぐサービス 	信託銀行、証券会社

4. (2) 「自ら行動できなくなり、他者に委ねざるを得ない時期」への備え（高度な財産管理(資産寿命の延伸)）

判断能力の低下と利用可能な財産管理に関する制度等の例



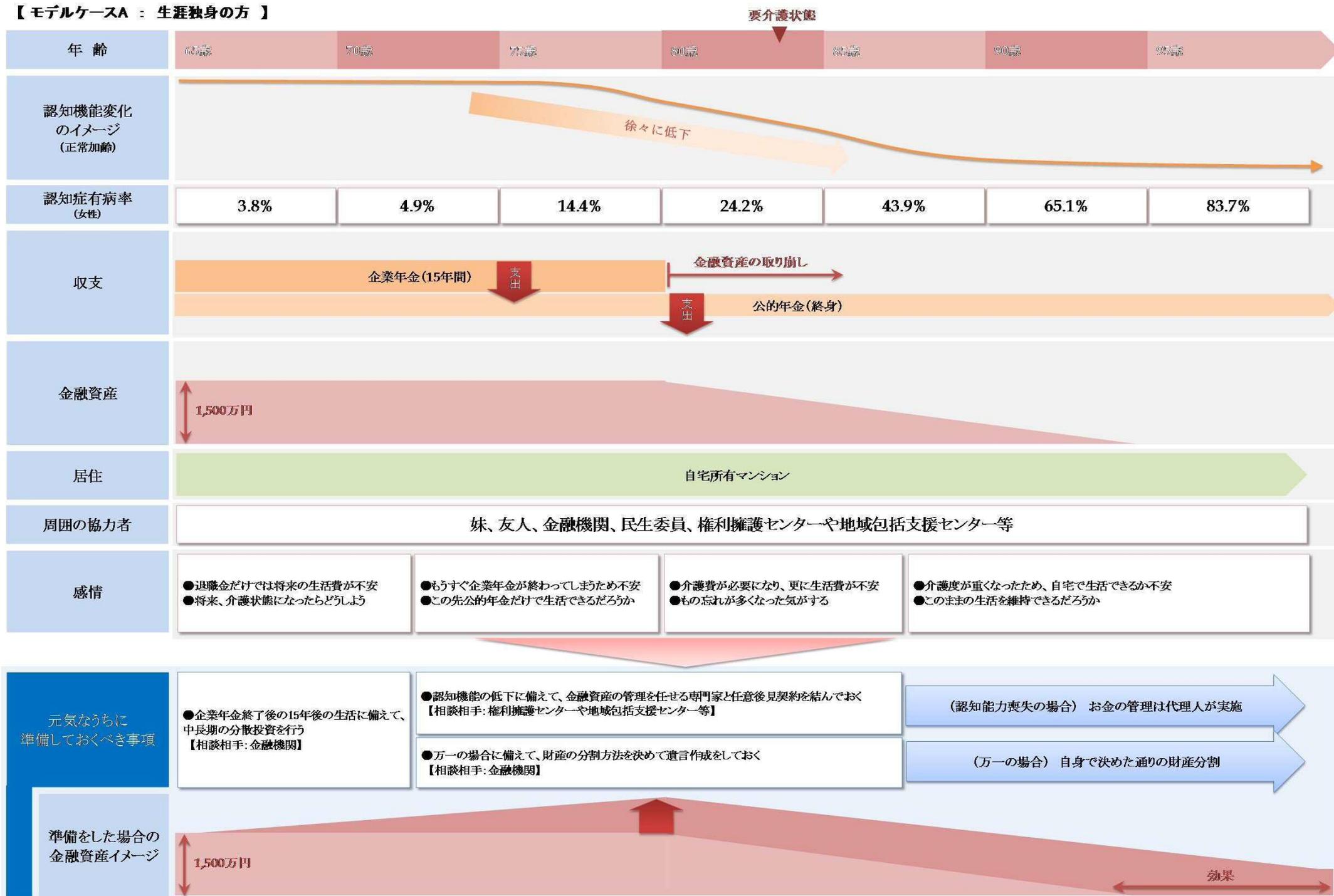
モデルケースA

生涯独身の方

氏名	平井 なおお	
性別	女性	
居住地	大阪府	
家族構成	配偶者なし、妹2人 ※親は他界	
世帯財産	自宅不動産(本人名義)	1,600万円
	金融資産	1,500万円
世帯収入	年金収入(年間)	160万円
職歴	元製造業勤務	



【モデルケースA：生涯独身の方】



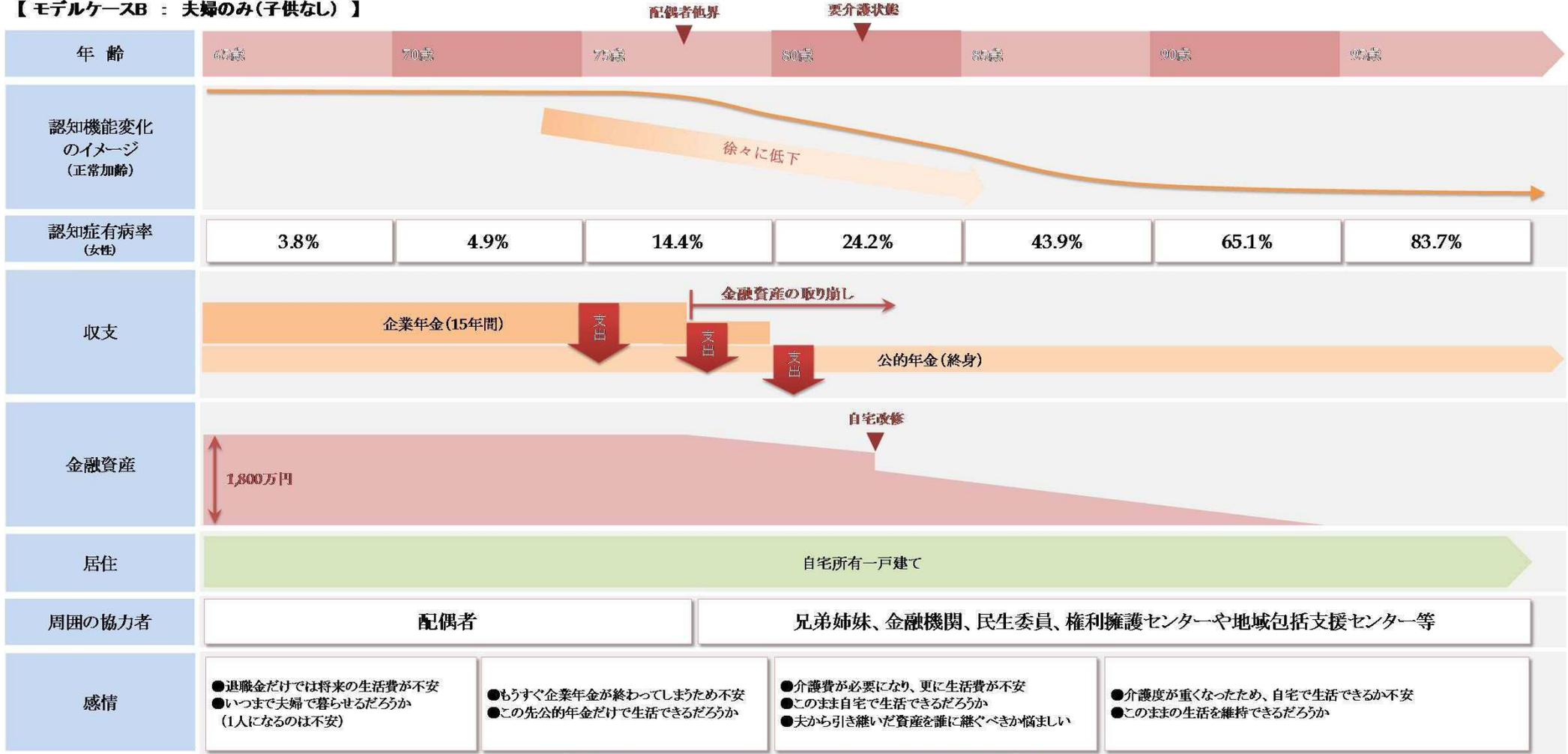
モデルケースB

夫婦のみ(子供なし)

氏名	塩川 浩子	
性別	女性	
居住地	神奈川県	
家族構成	配偶者のみ ※子供なし	
世帯財産	自宅不動産(夫名義)	4,500万円
	金融資産	1,800万円
世帯収入	年金収入(年間)	350万円
職歴	元小売業勤務	



【モデルケースB：夫婦のみ(子供なし)】



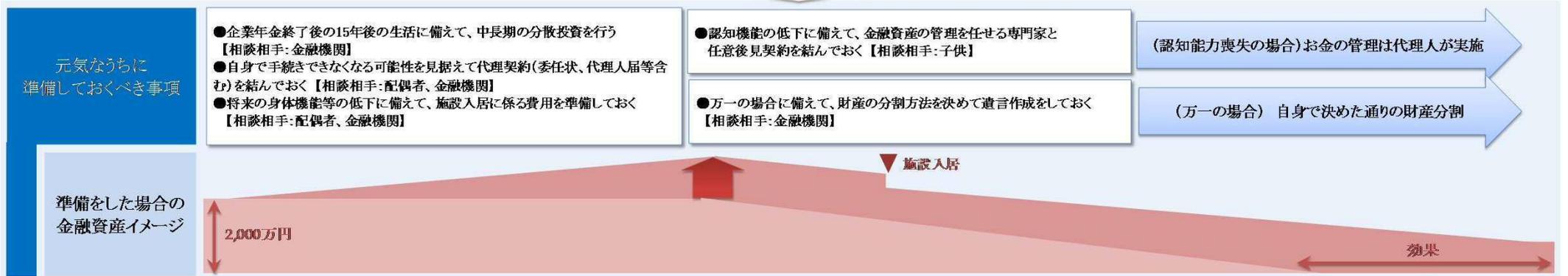
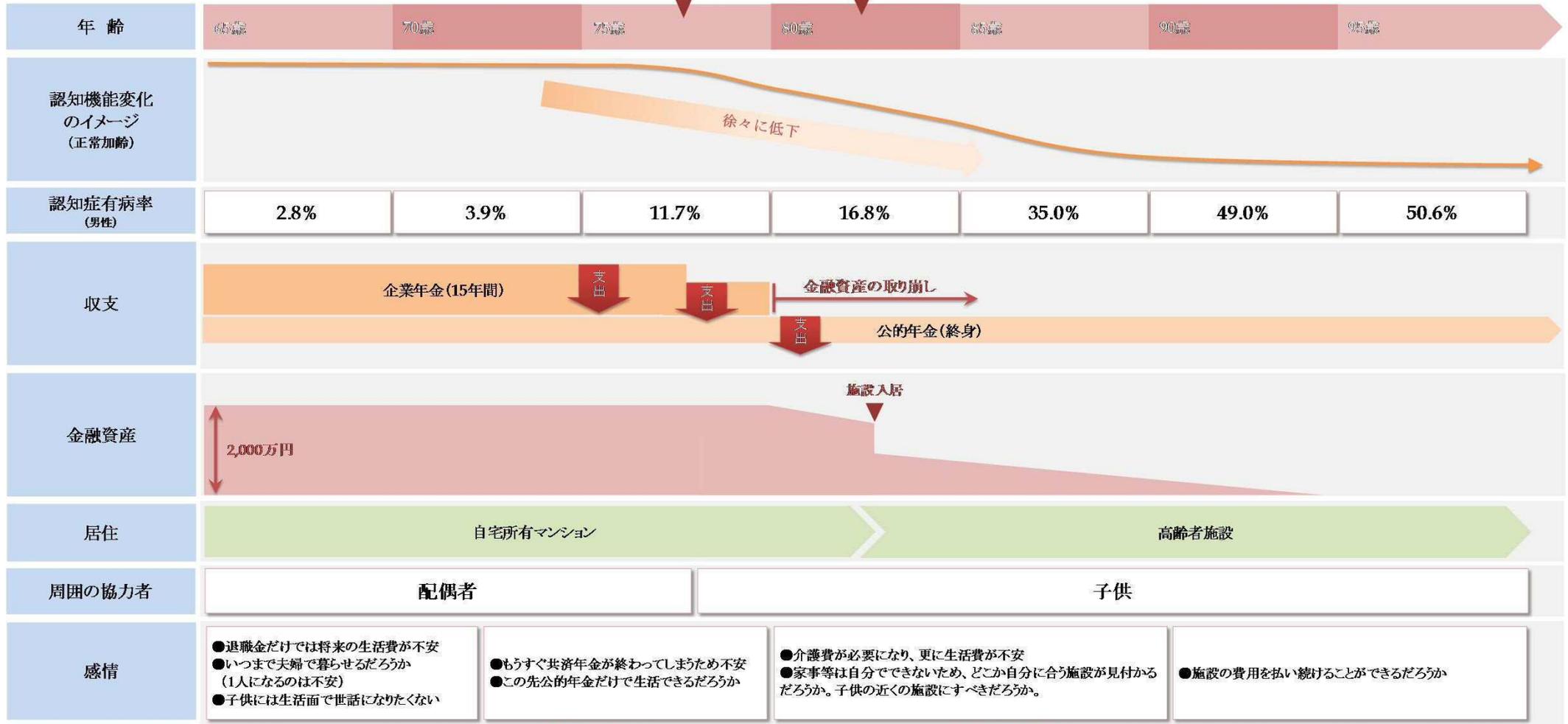
モデルケースC

夫婦＋子供(非同居)

氏名	竹山 虎男	
性別	男性	
居住地	東京都	
家族構成	配偶者、長男(非同居)	
世帯財産	自宅不動産(本人名義)	5,000万円
	金融資産	2,000万円
世帯収入	年金収入(年間)	500万円
職歴	元サービス業勤務	



【モデルケースC：夫婦+子供(非同居)】



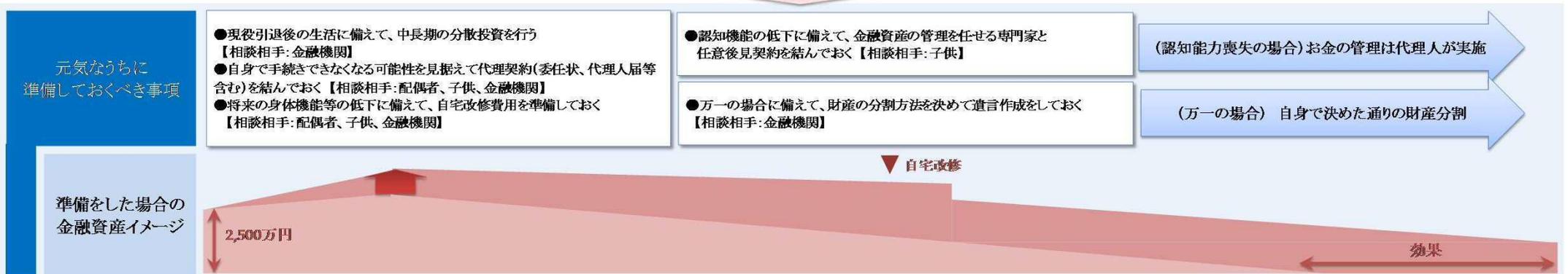
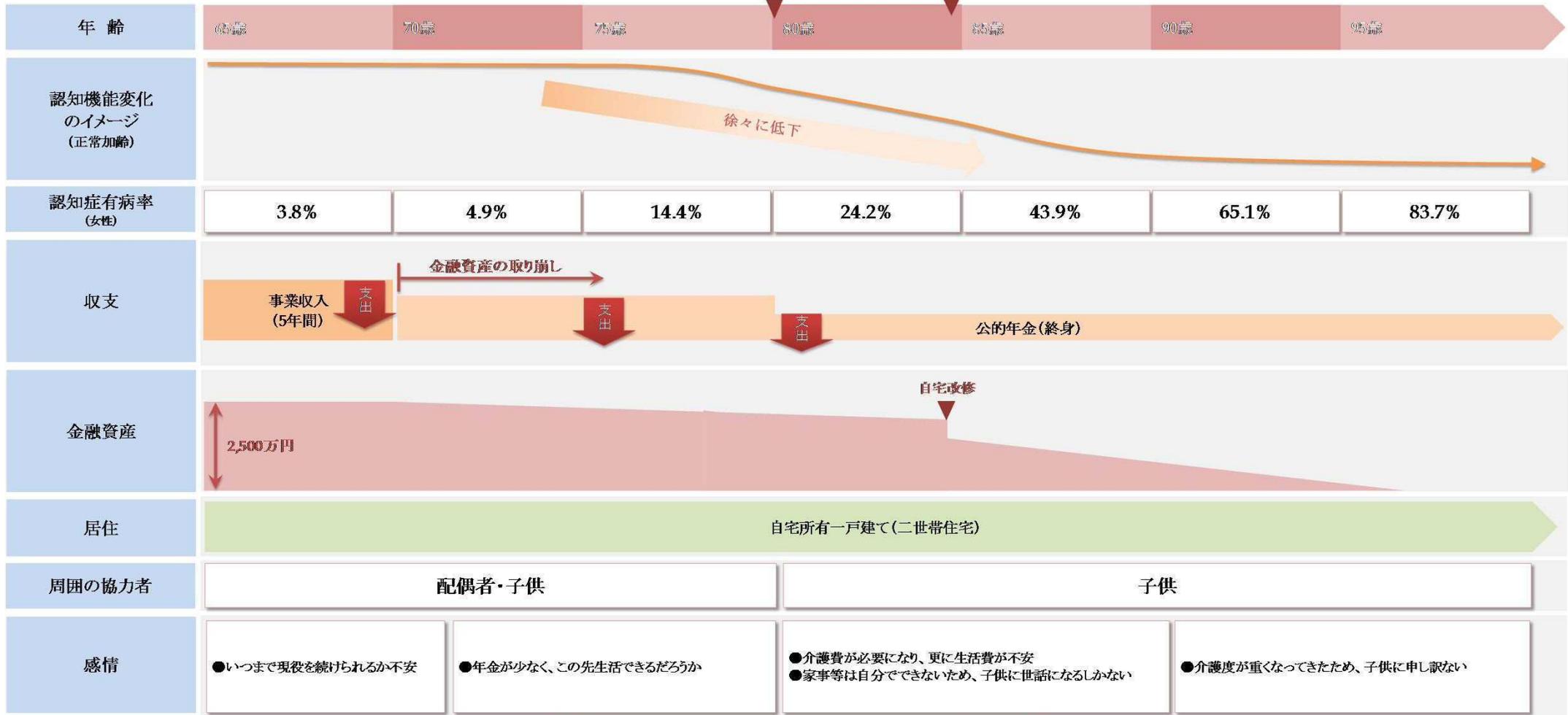
モデルケースD

夫婦＋子供(同居)

氏名	中川 はな	
性別	女性	
居住地	愛知県	
家族構成	配偶者、長女(同居)	
世帯財産	自宅不動産(夫名義)	3,500万円
	金融資産	2,500万円
世帯収入	年金収入(年間)	300万円
職歴	自営業	



【モデルケースD：夫婦+子供(同居)】



参考資料	法定後見制度(民法)			任意後見制度(任意後見契約に関する法律)
	後見	保佐	補助	
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後、家裁によって、成年後見人等が選ばれる制度			十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分となった場合に備え、自らが選んだ人に契約で代理権を与えておく制度
判断能力	欠けている	著しく不十分	不十分	あるときに契約、不十分になったら開始
代理権	原則として全ての法律行為	申立ての範囲内で家裁が定める行為	同左	契約で自由に設定可能
取消権(同意権)	原則として全ての法律行為	民法所定の行為(借金、不動産売買等) ※申立てにより追加可	申立ての範囲内で家裁が定める行為	なし
報酬	管理財産額等を踏まえて家庭裁判所が決定 (※東京家裁等の「報酬額の目安」) 【専門職後見人/月額】 ①~1000万円:2万円 ②1000~5000万円:3~4万円 ③5000万円~:5~6万円 【専門職後見監督人/月額】 ①~5000万円:1~2万円 ②5000万円~:2.5~3万円			(任意後見人) 任意後見契約において自由に設定可(無償も可) (任意後見監督人) 家裁が決定(※金額は左記の法定後見の監督人に同じ)
メリット	○法定の代理権、取消権の適切な行使により、判断能力の不十分な人の権利擁護を図ることができる			○自らの希望する者に後見人を任せることができ、代理権の範囲も柔軟に設定できる
留意点	○自らの希望する者が後見人に選任される保障なし ○判断能力が改善されない限り、亡くなるまで中止することはできない。 ○専門職が選任された場合には報酬負担が必要 ○資産保全重視(運用は元本保証のみ)			○取消権がないため、消費者被害等に遭った場合等に契約を取り消すことができない ○移行型で代理契約の濫用等の問題あり ○任意後見監督人の報酬負担が必要 ○資産保全重視(運用は元本保証のみ)
利用者数	約21万人			
	約16.5万人 (78%)	約3.3万人 (16%)	約1.0万人 (5%)	約2500人 (1%)

参考資料	日常生活 自立支援事業	民事信託 (家族信託)
制度の概要	社会福祉協議会が、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、書類預かり等の援助を行う制度	特定の目的に従い、資産を信頼できる家族・親族等に託し(信託契約を締結)、その管理・処分を任せる仕組み
対象	判断能力が不十分な人(契約締結能力は必要)	制限なし(契約締結能力は必要)
監督者	(都道府県社協の運営適正化委員会等)	受益者(委任者)(※信託監督人等)
取扱 機関	社会福祉協議会	(関与なし)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者は社協であり、利用料は比較的低い(1500円/1h程度) ○預貯金の払戻・預入への同行等(必要な場合は委任契約を結び、支援者が代理人として自ら手続) 	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力の低下前から、信頼できる家族等に(無償で)財産管理を委ねられる上、信託の目的・内容を自由に設定でき、財産を積極的に活用可能 ○将来、判断能力が低下した場合も、受託者である家族等による信託事務が継続
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○財産運用は支援対象外 ○家裁等が関与する場合に比して不正防止効果は限定的 ○契約締結能力がなければ利用困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託契約の内容によっては受託者による権限濫用・逸脱行為を防止するのが困難。遺留分侵害などトラブル事例もある模様。 ○受託者たり得る家族等がいなければ利用困難 ○契約締結能力がなければ利用困難
利用者数	約5万3400人(H29度末)	(不明)